

議会運営委員会

平成26年4月25日午前9時から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎小野 隆雄	○木澤 正男	宮崎 和彦
小林 誠	伴 吉晴	嶋田 善行
坂口 徹		
中西 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 乾 善亮

3. 会議の書記

議会事務局長 寺田 良信 同 係 長 大塚 美季

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 宮崎委員、小林委員

委員長

おはようございます。

嶋田委員からは、少し遅れるとの連絡が入っておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、会議録署名委員を私のほうから指名いたします。会議録署名委員に宮崎委員、小林委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布していますレジメのとおりですが、先日、町のほうより、5月9日に予定しておりました5月臨時会を招集するのに必要な議案がないということで連絡をいただきましたので、この対応についてご協議いただきたく、急きよ議会運営委員会を開催させていただきました。委員皆さまには、ご了承をいただきたいと思っております。

それでは、協議事項（1）平成26年第2回斑鳩町議会臨時会についてを議題といたします。

総務部長に出席をいただいておりますので、まず、報告をお願いいたします。 乾総務部長。

総務部長

ただいま委員長のほうからございましたように、この5月9日の開催予定の臨時議会の付議予定議案につきまして、今回、町から臨時議会に付議すべき議案につきましては、今日まで検討を重ねてまいりましたが、議案が特にないという状況でございますので、ご報告をさせていただきます。

委員長

ただいま総務部長からの報告を受けましたが、質疑・ご意見につきましては、後ほどお受けいたしますので、引き続いて、臨時会の招集に関して事務局長より説明を受けることといたします。 寺田議会事務局長。

議会事務

それでは、私のほうから臨時会の招集につきまして、ご説明をさせて

局長

いただきます。

臨時会の招集につきましては、町長がこれを召集するわけでございますけども、町長は、必要がある場合において、その事件に限りこれを召集することになっております。ただいま総務部長からご報告がありましたように、臨時会を招集するに必要な議案がないということでございますので、この手続きがとれないということでございます。

また、このほかの方法といたしまして、議会側から臨時会召集の請求をすることができることになっておりますが、これには2つの方法がございます。

1つは、議長は、議会運営委員会の議決を経て、町長に対し、会議に付議すべき事件を示して請求する方法と、議員の定数の4分の1以上の者で、町長に対し、会議に付議すべき事件を示して請求する、この2通りがございます。しかし、今回、議会としてしなければならない事件は、この5月で任期満了となります各常任委員会及び議会運営委員会委員の改選だけでございます。この委員会委員の改選につきましては、地方自治法で、閉会中においては、議長が条例で定めるところにより、委員を選任することができる」と規定をされており、斑鳩町議会委員会条例におきまして、閉会中においては、議長が指名することができるとなっております。したがって、委員会委員の選任につきましては、閉会中においても選任することができますので、会議に付議すべき事件、すなわち臨時会を開く必要のある事件には当たらず、現状では、臨時会を開催することができない状況となっております。

そのような状況でございますので、今回の委員会委員の改選につきましては、委員会条例第7条第4項ただし書きの規定によりまして、「閉会中においては、議長が指名することができる」という規定に基づき、今回につきましては、臨時会を開催せずに委員会委員の改選をすることもやむを得ないのではないかとというふうに事務局といたしましては考えているところでございます。以上です。

委員長

報告・説明が終わりましたので、委員皆さんの質疑・ご意見をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 何年か前にも同じような事態というか、状況というのがあったように思うんです。だから、今ちょっと局長のほうから説明があったときに、たしか同じようなことあったなと思いながら聞いておったんですが、従前の例に倣ってやっていただいたらと思います。最終的には委員長に一任させていただくような感じだと思うんですが、よろしく願います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 それでは、今、伴委員からもご意見いただきましたが、今回、局長のほうから、内容について細々としたことも皆さんに再確認ということで説明をお願いいたしました。本来でしたら、出すこともできますし、出さないでもいけますということで。それで、別に臨時会を開く必要もないかなということになるかなと、そのように思います。

それでは、5月9日に開催を予定しておりました臨時会については、開催する必要がありませんので、この日に全員協議会を開催し、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の改選をすることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、5月9日に全員協議会を開催していただき、各委員会委員の改選をしていただくことといたします。

議長には、よろしくその取扱いをお願いいたします。

他に、総務部長のほうから何か報告等しておくことはございませんか。 乾総務部長。

総務部長

町長専決処分の関係でございます。これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定によります町長専決処分を、3月31日付けで4件行っております。1つ目は、平成25年度一般会計補正予算（第9号）でございます。それから2つ目は、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例でございます。それから3つ目が、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。それから4つ目が、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、この4件、3月31日付けで専決処分をさせていただいておりますので、次の議会に報告をさせていただいて、ご承認をいただきたいというふうに思っております。

それと、あと、もう1点でございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定によります町長専決処分ということで、これにつきましても、平成26年度の一般会計補正予算（第1号）でございます。これにつきましては、臨時福祉給付金の関係、あるいは子育て世帯の臨時特例給付金、これの支給に関する補正予算ということで、今月中にこの専決処分を行いたいというふうに考えておりますので、これにつきましても次の議会でご報告をさせていただきたいと、このように考えておりますので、合計5件、町長専決処分がございますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

委員長

ありがとうございます。専決処分が5件ですか、5件、現在あるということですか。これはまあ、6月議会に提出していただくということになる。この件をもって臨時会を開くことは、これはできないということ、兼ねて、ということ。

今のに何か、質問ありませんか。

(な し)

委員長

ちょっと私のほうから総務部長にお伺いしたいんですがね。いつもでしたらエコスタイルっていうのを、町長のほうから何月から何月からとかいって、議会にも申し入れがあったように思うんやけど、それはどのように、今現在は。 乾総務部長。

総務部長 毎年、エコスタイルということで、議会のほうにもご協力いただいておりますわけですが、去年は6月1日から10月31日ということで、ちょっと、去年もそうですけど、今年も若干こう涼しいような、涼しいといえますかまだ暑くない状況でございますので、今のところ、6月から10月末ということで今考えておりますので、また決まりましたら、またご協力お願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかに、総務部長に対して何か、お聞きしたいことはありませんか。

(な し)

委員長 それでは、総務部長には他の公務もありますので、ここで退席をしていただくことといたします。ご苦労さまでした。
暫時休憩いたします。

(午前 9時10分 休憩)

(午前 9時10分 再開)

委員長 再開いたします。

2. その他についてを議題といたします。委員さんのほうから、何かございませんか。

(な し)

委員長 そうしたら、議長のほうから、何か。

(な し)

委員長 局長のほうは。

(な し)

委員長

それでは、ほかに。その他についても、これをもって終わります。
以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

(午前 9時11分 閉会)